

3. 公益目的支出計画実施報告書に関する監査報告

平成30年度公益目的支出計画実施報告書に関する監査報告書

一般社団法人日本建築美術工芸協会
会長 岡本 賢 殿

私たち監事は、当協会の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの平成30年度における公益目的支出計画実施報告書について監査を行いましたので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第127条第2項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、第124条第1項、(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第条199条において準用する同法第124条第1項)及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則第43条の規定に基づき、本監査報告書を作成し以下のとおり報告いたします。

1、監査の方法及びその内容

私たち監事は理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行について報告を受け、重要な決裁書類等を開覧し法人事業所において公益目的支出計画の実施の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る公益目的支出計画実施報告書について、検討いたしました。

2、監査の結果

当法人の公益目的支出計画実施報告書は、法令及び定款に従い法人の公益目的支出計画の実施の状況を正しく示しているものと認めます。

平成31年5月16日

監事 森田高年 

監事 中村弘子 